

## 山陽新聞 12月1日、全国本部取材記事掲載される(取材を受けた副理事長のコメントあり)

記者は、岡山県本部への取材とともに、9月17日に全国本部(前野副理事長、平松事務局長)へも取材しました。

全国本部は、ひかり協会が設立されて以降の40年間の救済事業の実際について詳しく説明しました。救済事業が開始されるまでの森永や厚労省の姿勢が責任を認めようとする被害者切り捨ての姿勢であったことを話すとともに、ひかり協会が設立されてからは、守る会・国・森永は救済事業のために協力し合う関係に変わったことを説明しました。また、その後41年間三者は救済事業のために誠実に責任を果たしていることも記者に丁寧に説明しました。さらに、現在救済事業として様々な課題に取り組んでいることも説明しました。

そして、2ヶ月半ほど経った12月1日に記事が掲載されたのですが、残念ながら正確な内容が記者には伝わっていなかったようで、記事を読むだけでは被害者の状況や救済事業、守る会運動に対して誤解を生じる恐れがあるので、以下に補足コメントを掲載させていただきます。

(12月1日の記事についての前野副理事長のコメント)

1. 大見出しに「高齢化で後遺症深刻化」、記事でも「いずれも加齢とともに障害が重くなる傾向・・・」とありますが、これは「ひかり協会では、脳性まひ等の障害がある被害者は高齢化等によって新たな障害を発生させることがある(いわゆる二次障害)のでその対策を強化している」と私が説明したことを書かれています。単純に、すべての障害ある被害者が加齢とともに障害が重くなるといった説明はしていません。

2. 記事では「生存しているのは1万2223人」とありますが、生存者数についての正確な数字は、ひかり協会も守る会も把握していません。この数字は、記者が、被害者総数からひかり協会が把握している死亡者数を単純に引き算した数と思われます。

3. 記事で「ひかり協会と連絡を取り合っている約5700人にアンケートした結果、6割が何らかの対策が必要と判明した」とありますが、そのようなアンケートをした事実もなければ、話したこともありません。記者が何を誤解されたのかも不明です。

4. 記者は「介護サービスに関しては障害のある被害者は、障害者総合支援法に基づき、無償でサービスを受けていたが、65歳以降は介護保険が優先され、個人負担が生じるようになる。被害者が負担に苦しむことがないよう、国に強く働き掛けたい」と書いています。

しかし、障害者総合支援法による障害者へのサービスは無償ではなく原則1割負担です。所得の低い人への配慮等があり、また、ひかり協会では自己負担分を援助しているので結果として被害者の負担はありませんが、制度としては原則1割負担です。制度の認識が間違っています。

ですから、守る会は、被害者の負担軽減を要望しているのではなく、65歳になって障害者総合支援法から介護保険適用になると、それまで受けていたサービスが減らされ受けられなくなる場合があることを問題にしているのです。取材時に説明したはずなのですが、正しく理解されていなかったようです。

以上、この記事には不正確な点があったので指摘させていただきます。